

TPP交渉状況及び米国内の動き (2011年9月～10月)

1. シカゴ・ラウンド (ワシントンモニター 9/8、9/22 参照)

- ・ 9/6～11 の間、8度目の交渉が米国のシカゴにおいて行われ、テキスト(協定条文案)を統合できた分野は、税関、貿易の技術的障害、通信、政府調達等であり、他方、知財権、投資の分野ではテキスト統合に失敗した。
- ・ SPS(衛生及び植物検疫)関連のテキスト統合にも合意したが、米国が提案し推進した科学に基づくリスク評価をベースに透明性改善を図る内容で、WTO 協定を超える内容。米国が推進した理由は、中国・日本・韓国等のアジア諸国がしばしば SPS を濫用し自国マーケットの保護を図ると米国は考えているため。「科学」の定義は、今後議論される。
- ・ USTR が出した公表文によれば、USTR が提案した知財権に関するテキスト案では、薬品名で市場承認を得れば、更に強力な特許が得られる Trade Enhancing Access to Medicines (TEAM) のみを取り上げたとのこと。
注： TEAM とは、新薬開発に不可欠なイノベーションを支持しつつも、貿易を促進し、新薬開発とジェネリック薬の両方へのアクセスに関する障害を除去するための措置とされる。
- ・ 繊維分野では、米国は自国の業界が、(ベトナム織物の糸を生産している)中国が TPP のメリットを享受することを懸念して主張する糸の原産地をもって最終織物の原産地とする案を提示しているが、ベトナムが強く反対しており、決着が付いていない。
- ・ 香港とロシアの参加についても議論されたが、最終的には否定された。
- ・ ペルーで行われる次の交渉前に、多様な議論が予想される労働や国有企業の取り扱いについて事前協議を行うことで合意した。

2. リマ・ラウンド (ワシントンモニター 10/20,26 参照)

- ・ 第9回交渉が 10/19～28 の間、ペルーのリマにて行われ、詳細は不明ながら、いくつかの進展が見込まれる。
- ・ 知財、制度間整合(regulatory coherence)、貿易の技術的障壁(TBT)、透明性の4つのプロポーザルがマスキにリンクされた。(注：知財のプロポーザルをみると、表紙に Selected Provisions とあり、内容も、公衆衛生措置、特許、規制物質関連措置の3点に限定、知財章の極一部の模様)
- ・ 米国は、国有企業に関するルール案を提示する予定。当初 USTR は、前回のシカゴ会議に同案を提出する予定であったが、実業界の反対で延期した経緯がある。当初、米国は、金融危機において政府が民間企業を支援する柔軟性を確保するため、国有企業全てを標的とすることに消極的で、政府に新ルールから除外できる新たな国有企業を作ることを認める案を旧提案に織り込んだところ実業界から反対を受けた。
- ・ 労働関連ルール案は、依然、米国内で議会・実業界と調整中であり、提出できない模様。韓国等との FTA 批准手続のため、USTR の本件への対応が遅れたとの見方もある。

3. 米国内のTPPを巡る動き (ワシントンモニター 9/22, 10/20,26 参照)

- ・ 9/21、民主・共和両党の上院議員 35 名以上が、USTR ロン・カーク氏に対し、知財保護関連で、バイオ薬剤試験データの 12 年間保護 (従来の米国 FTA では 5 年間) を求めた。
- ・ 10 月、民主党の議員グループが USTR ロン・カーク氏に文書で、USTR が提案した TEAM (Trade Enhancing Access to Medicines、薬品名で市場承認を得れば、更に強力な特許が得られる知財権強化の仕組み) が実現すれば、最貧国は薬品入手が困難になる可能性があるため、救命薬に関するイノベーションと利便性のバランスを TPP に組み込むべきで、FTA が各国による公衆衛生保全や薬品利用推進を妨げることがあってはならないと述べた。
- ・ 10 月下旬、超党派の議員団が大統領及び USTR に文書を送付し、交渉参加国における米国の関税支払額の 68% を占める織物・衣料の原産地規則柔軟化及びマーケットアクセスを求めた。(注: ベトナムに対し織物の糸の産地を限定しようとする動き [中国製糸の排除] とは矛盾しないか?)